

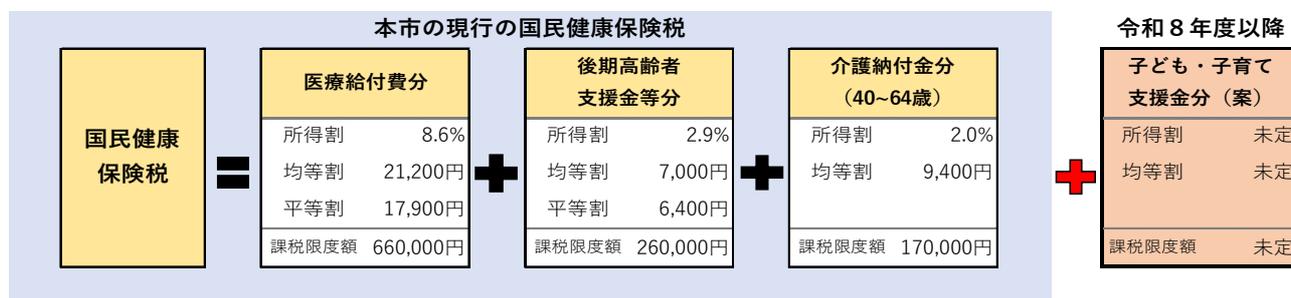
子ども・子育て支援金分に係る賦課方式、税率及び課税限度額について

1. 概要

子ども・子育て支援金については、令和8年度から保険者が保険料とあわせて賦課・徴収することとなっています。国民健康保険においては、賦課区分が現行の医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の3本建てから、子ども・子育て支援金分を加えた4本建てに変わることとなります。

現在、熊本県において、各市町村へ示す市町村標準保険料率（事業費納付金を納付するために参考となる保険料率）の算定を進めているところです。

各市町村においては、熊本県の方針等を参考に **賦課方式、税率及び課税限度額** を決定する必要があります。

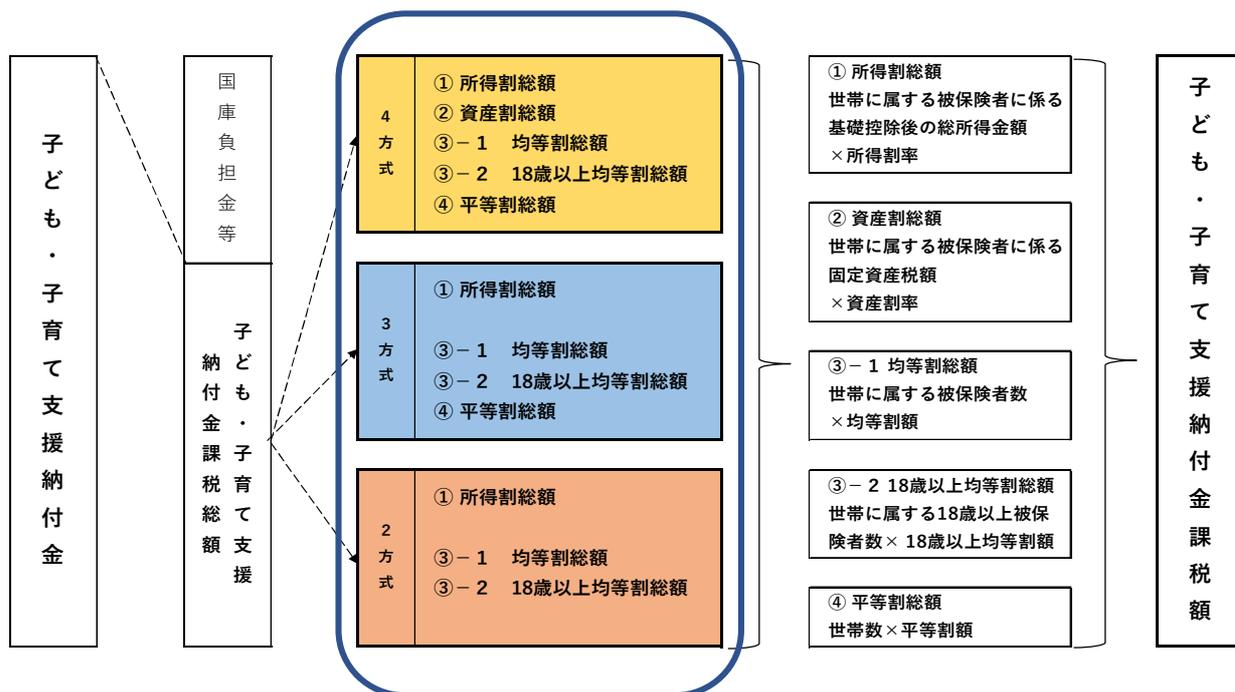


●軽減措置

1. 低所得者に対する応益分（均等割）支援金の軽減措置（現状の軽減率（7割・5割・2割））を設ける。
2. 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る均等割額の10割軽減措置を講じる。
（子ども・子育て支援金等分のみ）

2. 賦課方式

賦課方式は、課税額を算定する際の算定方法のことで、所得割・資産割・均等割・平等割の4つを用いて算定する「4方式」、資産割を除いた「3方式」、資産割・平等割を除いた「2方式」があります。



＜熊本県の方針＞

- ①令和8年度分は、各市町村で任意の方式を採用することができるが、県が示す市町村標準保険料率は、2方式（所得割・均等割）で算定する。
- ②令和9年度以降は、全市町村2方式（所得割・均等割）に統一する。

※2方式とする理由

子ども・子育て支援金制度は、少子化対策である趣旨から、「18歳以下の均等割は全額軽減される」ことを考慮すると、18歳未満を含む世帯に対して賦課する平等割は馴染まないため、平等割を含む「4方式」や「3方式」は採用しない。

＜県内45市町村の状況＞ 令和7年8月時点

- ①2方式（41市町村）、その他の方式（0市町村）、検討中（4市町村）

＜その他＞

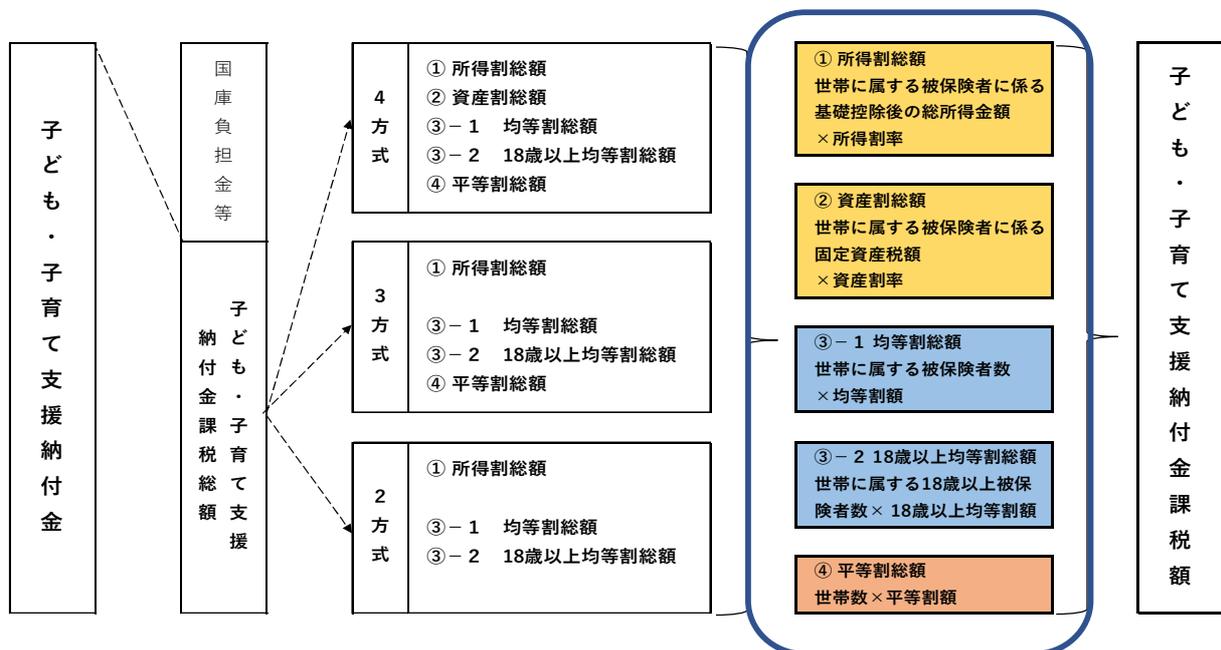
- ①「4方式」は、本市の現行の医療給付費等の区分において使用していない。
- ※医療給付費分（3方式）、後期高齢者支援金等分（3方式）、介護納付金分（2方式）

【事務局（案）】

賦課方式は、「所得割及び均等割の2方式」とする。

3. 税率

税率は、課税額を算定するにあたり総所得金額等に乗じる比率のことで、被保険者の所得に乗じる「所得割率」、被保険者の人数に乗じる「均等割額」などがあります。



<国が示す加入者一人当たり支援金額>

	加入者一人当たり支援金額・月額		
	令和8年度見込額	令和9年度見込額	令和10年度見込額
全制度平均	250円	350円	450円
被用者保険	300円	400円	500円
協会けんぽ	250円	350円	450円
健保組合	300円	400円	500円
共済組合	350円	450円	600円
国民健康保険	250円 (350円) 年額 3,000円 (4,200円)	300円 (450円) 3,600円 (5,400円)	400円 (600円) 4,800円 (7,200円)
後期高齢者医療制度	200円	250円	350円

※ カッコ内は、国民健康保険については一世帯あたりの金額

<熊本県の方針>

- ①令和8年度分は、県から市町村標準保険料率を示すが、各市町村で任意の税率を採用することができる。
- ②令和9年度以降は、原則、県から示される市町村標準保険料率に統一する。
- ③市町村標準保険料率の算定結果は、12月上旬（仮算定）、1月下旬（本算定）に情報提供する。
（参考）R8市町村標準保険料率の仮算定結果

所得割率	0.27%	均等割額	1,416円	18歳以上均等割額	45円
------	-------	------	--------	-----------	-----

【事務局（案）】

税率は、所得割及び均等割いずれも「熊本県が示す市町村標準保険料率」とする。
※但し、市町村標準保険料率は、本算定の結果を使用する。

4. 課税限度額

課税限度額は、世帯単位で課税される税額の上限のことで、負担能力があるからといって無制限に課税するわけにはいかないため、一定の限度が定められています。

<熊本県の方針>

- ①課税限度額は、他の賦課区分と同様、「政令に定める上限額」とする。
※医療給付費分（66万円）、後期高齢者支援金分（26万円）、介護納付金分（17万円）
※課税限度額は、例年3月末に政令で定められている。

【事務局（案）】

課税限度額は、「政令に定める上限額」とする。

《参考 1》国民健康保険制度改革（平成 30 年度）

国民健康保険の財政運営は、平成 29 年度までは市町村単位で行っていましたが、平成 30 年度からは都道府県が財政運営の責任主体となり、統一的な運営方針を市町村に示すことで、制度の安定化を目指すこととなりました。

保険料の決定、賦課・徴収においては、熊本県が市町村ごとに標準保険料率を算定・公表し、市町村は標準保険料率等を参考に保険料率を決定し、保険料の賦課・徴収を行うこととなりました。

	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
1 財政運営	責任主体 <u>市町村ごとの国保事業費納付金を決定</u>	<u>国保事業費納付金を都道府県に納付</u>
2 資格管理	国保運営方針に基づく、事務の効率化、標準化、広域化を推進	被保険者資格の管理
3 保険料の決定、 賦課・徴収	<u>市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</u>	<u>標準保険料率等を参考に保険料率を決定</u> 保険料の賦課・徴収

《参考 2》保険料率の推移

平成 30 年度の国保制度改革以降は、熊本県が示す標準保険料率を参考に各市町村において保険料率を決定する必要がありますが、本市の保険料率は、平成 25 年度以降改定を行っておらず、コロナ禍や物価高騰等の影響を踏まえ、繰越金・基金等の財源を活用することにより、保険料率を据え置いて事業運営を行っている状況です。

項目			H18	H20	H23	H25	R8
医療分	所得割	(%)	8.6	6.4	7.3	8.6	8.6
	資産割	(%)	39.0	-	-	-	-
	均等割	(円)	24,000	16,000	18,000	21,200	21,200
	平等割	(円)	22,000	14,600	15,800	17,900	17,900
後期分	所得割	(%)		2.9	2.9	2.9	2.9
	資産割	(%)		-	-	-	-
	均等割	(円)		7,000	7,000	7,000	7,000
	平等割	(円)		6,400	6,400	6,400	6,400
介護分	所得割	(%)	1.1	1.4	1.6	2.0	2.0
	資産割	(%)	6.0	-	-	-	-
	均等割	(円)	6,600	7,000	8,000	9,400	9,400
	平等割	(円)	4,000	-	-	-	-
子ども分	所得割	(%)					未定
	資産割	(%)					-
	均等割	(円)					未定
	平等割	(円)					-
※後期分はH20から、子ども分はR8から制度開始							

《参考3》R8子ども・子育て支援金分の課税見込額（1世帯あたり年額）

熊本県が示すR8市町村標準保険料率の仮算定結果（所得割率0.27%、均等割額1,400円、18歳以上均等割額100円）で試算

【計算例】世帯人数3人（世帯主、妻、子（18歳未満））、世帯合計所得990,000円、5割軽減該当

所得割 560,000円（基礎控除430,000円差引後）×0.27% =1,512円

均等割 2人（18歳以上の人数）×1,400円×0.5（5割軽減）=1,400円

18歳以上均等割 2人（18歳以上の人数）×100円×0.5（5割軽減）=100円

合計（100円未満切捨）3,000円

水色：7割軽減該当、緑：5割軽減該当、ピンク：2割軽減該当世帯

収入見込額 ※給与収入 換算	世帯合計 所得	世帯人数・世帯構成				世帯数	構成比
		1人	2人	3人	4人		
		世帯主	世帯主 妻	世帯主 妻 子（16歳）	世帯主 妻 子（16歳） 子（12歳）		
650,000	0	400	900	900	900	6,037	49.5%
1,080,000	430,000	400	900	900	900		
1,385,000	735,000	1,500	2,300	2,300	2,300	1,407	11.5%
1,640,000	990,000	2,700	3,000	3,000	3,000	815	6.7%
1,690,000	1,040,000	3,100	3,100	3,100	3,100	161	1.3%
2,035,714	1,345,000	3,900	4,800	3,900	3,900	1,038	8.5%
2,328,571	1,550,000	4,500	5,400	5,400	4,500	505	4.1%
2,471,429	1,650,000	4,700	6,200	5,600	4,700	214	1.8%
3,128,571	2,110,000	6,000	7,500	6,900	6,900	710	5.8%
3,887,500	2,670,000	7,500	9,000	9,000	8,400	488	4.0%
4,300,000	3,000,000	8,400	9,900	9,900	9,900	188	1.5%
4,925,000	3,500,000	9,700	11,200	11,200	11,200	180	1.5%
5,550,000	4,000,000	11,100	12,600	12,600	12,600	108	0.9%
6,175,000	4,500,000	12,400	13,900	13,900	13,900	76	0.6%
6,777,778	5,000,000	13,800	15,300	15,300	15,300	63	0.5%
7,333,333	5,500,000	15,100	16,600	16,600	16,600	38	0.3%
7,888,889	6,000,000	16,500	18,000	18,000	18,000	30	0.2%
8,444,444	6,500,000	17,800	19,300	19,300	19,300	25	0.2%
8,950,000	7,000,000	19,200	20,700	20,700	20,700	12	0.1%
世帯数合計						12,095	